

◎新潟県告示第260号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15030	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 丸山昌治商店							
代表者氏名	取締役 丸山 昌吉							
主たる事務所の所在地	新潟県上越市稲田3丁目2番3号							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新 潟 県	丸山 昌彦	新潟県上越市稲田 3-2-3	玄 米	K1517169				
	丸山 昌幸	新潟県上越市稲田 3-2-3	玄 米	K152019004				
備 考	略称『(有)丸山昌治商店』 令和2年3月13日 農産物検査員1名の新規登録。							